



特定非営利活動法人ぴっかりんくまもと

保育所等訪問支援のご案内



○保育所等訪問支援事業とは

令和5年7月1日より保育所等訪問支援をスタートします。

保育所等訪問支援は、お子様の発達支援を目的として、児童福祉法に基づいて行うサービスです。

園や学校といった施設等に専門知識をもった訪問支援員（当事業所は主に作業療法士）が訪問し、保護者や先生方と連携しながら、お子様が園や学校での生活を楽しく送ることができるよう支援します。

○集団生活でこんな心配ごとはありませんか？

- お友達と楽しく過ごせているかな
- 園や学校ではどんな風に過ごしているかな、困っていることはないかな
- 活動や授業に集中できているかな
- 先生のお話や学習が理解できているかな
- 行事の練習の様子はどうかかな

など



○ご利用について

- ご利用の際は、福祉課への申請と事業所との契約が必要となります。
- 訪問の頻度は、2週間に1回程度を目安とします（状況に応じて調整します）。

• 直接支援

園や学校、施設等に訪問し、お子様の様子を観察し困っていることやその原因について分析します。状況に応じて個別的に関わったり、集団活動に加わって支援します。



• 間接支援

普段のお子様の様子について聞き取りさせていただいたり、お子様の情報を共有しながら環境設定や関わり方について、支援の方法を検討していきます。

- 訪問先での様子や支援の内容を保護者の方と共有します。ご家庭での様子もお聞きしながら支援に生かします。



○ご利用料金について

受給者証の利用により、自己負担額は1割負担となります。

なお、世帯所得により負担の上限額が決まっています。

（幼児教育・保育の無償化対象の方は利用料金はかかりません）。

保育所等訪問支援は、保護者からのご依頼により提供されるサービスです。お子様が安心して過ごせる環境の中で、成長・発達できるようサポートしていきたいと考えています。いつでもお気軽にご相談ください。

詳細はスタッフまでお気軽にお尋ねください。



○お問い合わせ等

○住所：合志市幾久富 1909 番地 1195

特定非営利活動法人 ぴっかりんくまもと

○電話：096-277-1450

○メールアドレス：hwrhj892@ybb.ne.jp

○代表者：松本剛（まつもとごう）

